

## 【よくある質問】

2023.4 前橋市環境政策課

### 【事前調査関係】

Q1 アスベストの事前調査結果の報告は、どのような工事の場合に必要ですか。

A1 一定規模以上（下記①②③）の解体等工事の場合、「石綿事前調査結果報告システム」において、事前調査結果の報告が必要となります。

①作業対象の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事

②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事

③請負金額が100万円以上の工作物（環境大臣が定めるもの）の解体、改修工事

Q2 事前調査結果の報告の要件に満たない小規模な解体等工事については、事前調査を行う必要は無いですか。

A2 報告の対象外である小規模な解体等工事においても、アスベストの事前調査を実施する必要があります。

Q3 アスベストの事前調査結果の報告は、どのように行うのですか。

A3 インターネットにおいて会社等の「GビズID」（行政手続きをするにあたり法人（個人事業主を含む。）を認証するシステム）を取得後、「石綿事前調査結果報告システム」において報告を行うことができます。

GビズID <https://gbiz-id.go.jp>

石綿事前調査結果報告システム <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

Q4 アスベストの事前調査は、誰でも行うことができますか。

A4 令和5年10月1日から、事前調査は有資格者に限られます。具体的には、石綿に関し一定の知見を有し、実際に調査を実施した上での確な判断ができる者（調査者等※）としています。石綿飛散防止対策において事前調査は極めて重要であるため、義務付け適用開始前であっても、可能な限り必要な知識を有する者に調査を実施させてください。

なお、調査者等による事前調査を要しない場合もあります。

※調査者等は次のとおりです。

①一般建築物石綿含有建材調査者

②特定建築物石綿含有建材調査者

③一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ実施可能）

④義務付け適用前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

Q5 調査者等による事前調査を要しない場合は、どのような場合ですか。

A5 解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物の改修等の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら事前調査を行うことができます。

### 【届出関係】

Q6 石綿を含有している建材（レベル3）は届出が必要ですか。必要な手続きはありますか。

A6 レベル3の建材を使用した建築物等の工事は、市に届出書を提出する必要はありませんが、石綿の事前調査を実施した上で、一定の規模以上の工事の場合は「事前調査結果報告システム」にて報告をする必要があります。（Q&A 1 参照）

Q7 石綿含有吹付け材（レベル1）や、保温材等（レベル2）は届出が必要ですか。

A7 「特定粉じん等排出作業実施届出書」を提出してください。

Q8 「特定粉じん等排出作業実施届出書」の届出者は誰になりますか。

A8 作業を委託する場合は発注者が届出者となります。元請業者、下請業者ではありません。自主施工の場合は自主施工者になります。

Q9 アスベストの除去はしないで、板で覆う場合は届出が必要ですか。

A9 囲い込み工法（板で覆う場合）による石綿飛散防止対策を行う際は、「特定粉じん等排出作業実施届出書」が必要となります。ただし、石綿含有建材に接触せず、振動等による石綿の飛散のおそれなしに作業を行うことができる場合は、届出は不要です。作業内容について環境政策課に事前に相談し、届出の要否の確認をしてください。

Q10 アスベストの除去はしないで、薬液で固める場合は届出が必要ですか。その際、固化物を囲う必要はありますか。

A10 封じ込め工法に（薬液で固める場合）による石綿飛散防止対策を行う際は、「特定粉じん等排出作業実施届出書」が必要となります。その際に固形物を囲う必要はありません。

Q11 大気汚染防止法第18条の17に基づく「特定粉じん等排出作業実施届出書（様式第3の5）」の提出期限を教えてください。

A11 作業の開始の日の14日前までに市役所環境政策課に提出してください。

### 【作業基準】

Q12 外壁の石綿含有仕上塗材（レベル3）の作業基準を教えてください。

A12 作業基準（特定粉じん排出等作業に係る規制基準）には、作業計画の作成、掲示、作業の記録、作業の方法等があります。

石綿含有仕上塗材では、電動工具の使用の有無によって隔離養生の要否や保護具の種類が変わります。

詳細については、環境省の「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照してください。

〈環境省ホームページ〉

「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

Q13 石綿含有吹付け材（レベル1）、保温材等（レベル2）の作業基準を教えてください。

A13 作業基準（特定粉じん排出等作業に係る規制基準）には、作業計画の作成、掲示、作業の記録、作業の方法等があります。

石綿含有吹付け材及び保温材等については、飛散性が高いことから、除去等の工法によりセキューリティーゾーンの設置、HEPAフィルタを付けた集じん排気装置を用いた負圧隔離養生、湿潤化、漏洩の確認等々、様々な対策が必要となります。

詳細については、環境省の「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参照してください。（Q&A 12 参照）

Q14 作業基準は元請業者が遵守すればよいのでしょうか。

A14 元請業者に限らず、下請業者や自主施工者である個人も作業基準を遵守しなければなりません。

Q15 解体等工事においてアスベスト除去の確認は、誰が行うのですか。

A15 ①建築物の解体等

・調査者等※、石綿作業主任者（除去工事に係る）

②工作物の解体等

・石綿作業主任者（除去工事に係る）

※調査者等は Q&A 4 をご覧ください。

Q16 市職員による現地調査はありますか。

A16 工事着手前、隔離養生設置後、作業中、作業後及び緊急時に、工事による石綿の飛散を防止することを目的とした立入検査を実施しています。